

## 航空機騒音調査に係る検討会設置要綱

22環改大第201号  
平成22年7月2日

改正 25環改大第117号  
平成25年7月2日

### 第1条（名称）

本検討会の名称は、航空機騒音調査に係る検討会（以下「検討会」という。）とする。

### 第2条（設置目的）

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）」を受け、都内の飛行場に係る環境基準地域類型指定地域について技術的な助言等を得るため、検討会を設置する。

### 第3条（検討事項）

検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 調査方法について
- (2) 騒音コンターの作成について
- (3) 素案について
- (4) その他必要な事項

### 第4条（構成）

検討会は、学識経験者等のうちから、環境改善部長が委嘱する委員3人以内をもって構成する。

- 2 環境改善部長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### 第5条（任期）

委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

### 第6条（座長）

検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### 第7条（招集）

検討会は、環境改善部長が招集する。

## 第8条（検討会の公開原則）

検討会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号に該当するときは、検討会の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 会議において取り扱う情報が東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号の「非開示情報」に該当するとき。
- 二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

## 第9条（庶務）

検討会の庶務は、環境改善部大気保全課において処理する。

## 第10条（その他）

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別途、座長が定める。

### 附則

この要綱は、平成22年7月2日から施行する。

### 附則

この改正要綱は、平成25年7月2日から施行する。